

## 厚労省「補装具関連Q&A」の問題点 —1988.4.1.健政発第199号との不整合について—

厚労省のホーム・ページに、10年以上前から掲載され続けているらしい「Q&A」(社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援室の事務連絡と思われる)を巡って、放置できない事態が一部自治体における補装具費支給現場で発生しているので、このQ&Aの内容に関して、特に、30年前の義肢装具士法制定時に各都道府県知事あてに厚生省健康政策局長より発出された通知(添付)の内容を踏まえて、以下の疑問を提起したい。

2019.4.

NPO法人 靴総合技術研究所

2008年5月14日付 補装具関連Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa22.pdf>

問2 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。

---

義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体(へ)の適合については、身体に触れた上で行う行為であり、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び義肢装具士法(昭和62年法律第61号)の規定により、医師、看護師等又は義肢装具士の資格を有しない者が業として行うことが禁止されている「診療の補助行為」に該当する。

従って、障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢装具士の資格を有する者が、義肢装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合を行うべきである。

この文章が成り立つためには、「身体に触れた上で行う行為」は、全て「診療の補助行為」である、という前提がなければならないが、それで良いのか。

であるとすれば、医師でない者が、(医師の指示を受けることなく)身体に触れた上で行う行為(例えば、仕立て職人の採寸、靴店のフィッティング、宝飾店での指輪の採寸、あるいは、各種インストラクターによる姿勢矯正等々、直接、間接に身体に触れなければならない業務は数限りなくある)は、すべて医師法違反(医行為の禁止)とならざるを得ない。

こんな馬鹿げたことを言っているわけではないのであるから、なぜこのようなQ&Aを掲載したのか、真意を確認する必要がある。

「身体に触れた上で行う行為」一般ではなく、「義肢及び装具に係る」ことであるから、対象は障がい者、罹患者であり、「障がい者、罹患者の身体に触れた上で行う行為」だということであれば、それはそれで「障がい者、罹患者の身体に触れた上で行う行為」は全て医行為である、ということになるが、それで良いのか。障がい者の障がいの内容がどのようなものであり、また罹患者の傷病の内容がどのようなものであるのか、また、その人たちの身体のどの部位に何のために触れるのか、等々、それらの具体的な内容を一切問うことなく、「障がい者、罹患者の身体に触れた上で行う行為」が全て医行為だなどと強弁するのか。

さらに、「障がい者、罹患者の身体に触れた上で行う行為」の全てではなく、「装着部位の採型並びに身体(へ)の適合について」だ、というのであれば、そもそも装着部位の採型並びに身体(へ)の適合については全て「診療の補助行為」に該当する、とすべきで、「身体に触れた上で行う行為であり」は、当初から無意味ということになるが、それで良いのか。

だとすれば、「装着部位の採型並びに身体(へ)の適合」は、義肢装具士法が制定される前は、全て医師、看護婦等が行っていたということか。

逆に言えば、義肢装具業者たちは、義肢装具士資格がない時代は「装着部位の採型並びに身体(へ)の適合」を、一切行えなかったのか。

問題は、このQ&Aが、義肢装具士法制定時に発出された以下の通知の内容と、どのように整合性を図るのかということである。

○義肢装具士法の施行について

(昭和六三年四月一日)

(健政発第一九九号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

第五 義肢装具士の業務について

(一) 義肢装具の採型適合等のうち、従来医師又は看護婦等のみができることとされていた医行為の範疇にわたるものについても、義肢装具士が診療の補助として行うことができるものとされたこと。

義肢装具士法の眼目は、従来、無資格者が行うことのできない「医行為の範疇にわたる」採型・適合等が必要な場合は、医師、看護婦等が行っていた(当然医行為に当たらない採型・適合は無資格者である義肢装具業者が行っていた)が、そのような採型・適合の必要性が(超早期リハビリテーションの普及に伴い)増加してきたため、(それらを全て医師、看護婦等の業務とするのでは無理があるので)新たな医療資格を作る、ということ。

したがって、従来、誰が行ってもよかった(だから無資格者の義肢装具業者も行ってた)「医行為の範疇にわたらない「義肢装具の採型適合等」に関しては、義肢装具士法の施行によって影響を受ける対象ではない。それを明示しているのが、法37条の「診療の補助として……を行う」規定である。

ところが、「従って、障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢装具士の資格を有する者が、義肢装具に係る装着部位の採型並びに身体(へ)の適合を行うべきである」と、いうことは、「障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度においては」、「診療の補助(医行為の範疇にわたる)」行為とならない、(つまり義肢装具士法制定以前において義肢装具業者が行っていた)「義肢装具に係る装着部位の採型並びに身体(へ)の適合」という行為は想定していない(かつてはあったが、現在の義肢装具の供給に関してはあり得ない)という、とんでもないことになる。

そうでないとするれば、「障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度においては」、(義肢装具士法制定以前において義肢装具業者が行っていた)「義肢装具に係る装着部位の採型並びに身体(へ)の適合」についてまで、「義肢装具士の資格を有する者が」「行うべきである」と明言することになるが、それで良いのか。

ところで、医師、看護師同様、義肢装具士資格に関しても、有資格者の「業務独占」が、「一般国民の利益という公共の観点から設けられたものであり、特定の個人、業界の保護のためのものではない」と、「その資格を有する者が独占の利益を享受しうるのも単にその規定の反射的利益によるものにすぎず、資格者の権利として設定されたものではない」(厚生省健康政策局医事課編『臨床工学技士法義肢装具士法の解説』232頁)ことは、論を俟たない。

にも関わらず、義肢装具士法制定以前においては誰でも行うことのできた(だから義肢装具業者もおこなっていた)「義肢装具の採型適合等」をも含めたすべての「義肢装具に係る装着部位の採型並びに身体(へ)の適合」を「義肢装具士の資格を有する者が」「行うべきである」と(義肢装具士でない者が行ってはいけないかのように)明言するのは、障害者自立支援法を、義肢装具士法の規定を歪曲して有資格者の「個人、業界の保護のため」の「資格者の権利としての」業務独占を認めるように、運用しようとしているのではないかと質されてもやむを得ないのではないかと。

それは、「行うべきである」なる言い回しにも関わることであるが、もし、本気で全ての「装着部位の採型並びに身体(へ)の適合」を「診療の補助行為」である、と考えているのなら、義肢装具士の資格を有する者が「行わなければならない」としななければならないはずである。資格のない者が行うことが違法であるのなら、資格を有する者が行わなければならないのは当然のことである。

それを、何か「違法とまでは言えないが、無資格者よりは有資格者が行う方が良い」とのニュアンスとも取れる「行うべきである」なる言い回しは、違法ではないことをわかっているながら、(「身体に触れた上で行う行為であり」などと)無意味な内容を根拠めかして持ち出すことで、Q&Aに依拠する行政現場で違法と誤解されることを期待し、現場の裁量で無資格者を排除(有資格者を保護)させるのがQ&Aの真意ではないかとさえ思える。

このような疑問を、「下衆の勘ぐり」だと言うのであれば、そして、障害者福祉行政当局として、劣悪な無資格者排除のために必要な社会的規制の観点から発出した、運用上の助言としてのQ&Aであると言うのであれば、少なくとも、法に抵触する誤解を招く表現は慎まなければならないし、現にそのような誤解が発生した場合は直ちに善処しなければならないはずである。

以上